

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を作成する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2024年3月31日

2. 内容

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を60%以上にする（女性活躍推進法）

目標2：男女の平均勤続年数の差異を半年以内にする（女性活躍推進法）

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付など、制度の周知や情報提供を実施する
（次世代育成支援対策推進法）

<対策>

- 目標1：令和3年4月～ 法に基づく諸制度の調査
令和3年6月～ 職員満足度調査の結果分析
- 目標2：令和3年4月～ 育児短時間勤務制度の周知や情報提供
令和3年6月～ 職員満足度調査の結果分析
- 目標3：令和3年4月～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供
- 上記対策に伴う就業規則の見直し